

減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	50年	
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの その他のもの	34 41	
		旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの その他のもの	31 39	
		店舗用のもの	39	
		病院用のもの	39	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38	
		公衆浴場用のもの	31	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	24 31 21 31 38	
		れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	41
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38
			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	34			
公衆浴場用のもの	30			
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの	22			

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数	
建 物		もの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	28年	
		倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの	20	
		その他のもの	30	
		その他のもの	34	
	金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）		事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	38
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34
			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	31
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29
			公衆浴場用のもの	27
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	20
			塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	25
			その他のもの	
			倉庫事業の倉庫用のもの	
			冷蔵倉庫用のもの	19
			その他のもの	26
			その他のもの	31
			金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27			
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25			
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	25			
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24			
公衆浴場用のもの	19			
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの				
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	15			
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	19			
その他のもの	24			
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）		事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの		
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数	
建 物		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	19年	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17	
		公衆浴場用のもの	15	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	12	
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	14	
		その他のもの	17	
		木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	24
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17	
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17			
公衆浴場用のもの	12			
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	9			
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11			
その他のもの	15			
木骨モルタル造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22	
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	15	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15	
		公衆浴場用のもの	11	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	7	
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	10			
その他のもの	14			
簡易建物		木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10	
		掘立造のもの及び仮設のもの	7	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数	
建 物 附 属 設 備	電気設備（照明設備 を含む。）	蓄電池電源設備	6年	
		その他のもの	15	
	給排水又は衛生設 備及びガス設備		15	
	冷房、暖房、通風又 はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13	
		その他のもの	15	
	昇降機設備	エレベーター	17	
		エスカレーター	15	
	消火、排煙又は災害 報知設備及び格納 式避難設備		8	
	エヤーカーテン又は ドア自動開閉設備		12	
	アーケード又は日 よけ設備	主として金属製のもの	15	
		その他のもの	8	
	店用簡易装備		3	
	可動間仕切り	簡易なもの	3	
		その他のもの	15	
前掲のもの以外の もの及び前掲の区 分によらないもの	主として金属製のもの	18		
	その他のもの	10		
構 築 物	鉄道業用又は軌道 業用のもの	軌条及びその附属品	20	
		ま くら 木		
		木製のもの	8	
		コンクリート製のもの	20	
		金属製のもの	20	
		分 岐 器	15	
		通信線、信号線及び電燈電力線	30	
		信 号 機	30	
		送配電線及びき電線	40	
		電車線及び第三軌条	20	
		帰線ボンド	5	
		電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	30	
		木柱及び木塔（腕木を含む。）	架空索道用のもの	15
			その他のもの	25
前掲以外のもの 線路設備 軌道設備 道 床		60		

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数		
構 築 物		その他のもの	16年		
		土工設備	57		
		橋りょう			
		鉄筋コンクリート造のもの	50		
		鉄骨造のもの	40		
		その他のもの	15		
		トンネル			
		鉄筋コンクリート造のもの	60		
		れんが造のもの	35		
		その他のもの	30		
		その他のもの	21		
		停車場設備	32		
		電 路 設 備			
		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45		
		踏切保安又は自動列車停止設備	12		
		その他のもの	19		
		その他のもの	40		
		その他の鉄道用又は軌道用のもの		軌条及びその附属品並びにまくら木	15
				道 床	60
				土 工 設 備	50
橋りょう					
鉄筋コンクリート造のもの	50				
鉄骨造のもの	40				
その他のもの	15				
トンネル		鉄筋コンクリート造のもの	60		
		れんが造のもの	35		
		その他のもの	30		
		その他のもの	30		
発電用又は送配電用のもの		小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づき建設したものに限る。）	30		
		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	57		
		汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	41		
		送電用のもの			
		地中電線路	25		
		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線	36		
配電用のもの		鉄塔及び鉄柱	50		
		鉄筋コンクリート柱	42		
		木 柱	15		
		配 電 線	30		
		引 込 線	20		
		添架電話線	30		

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
構築物		地中電線路	25年
	電気通信事業用のもの	通信ケーブル 光ファイバー製のもの	10
		その他のもの	13
		地中電線路	27
		その他の線路設備	21
	放送用又は無線通信のもの	鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの	30
		その他のもの	40
		鉄筋コンクリート柱	42
		木塔及び木柱	10
		アンテナ	10
		接地線及び放送用配線	10
	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		土管を主としたもの	10
	その他のもの	8	
	広告用のもの	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45
		主として鉄骨造のもの	30
		主として木造のもの	10
		競輪場用競走路 コンクリート敷のもの	15
		その他のもの	10
		ネット設備	15
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設		30	
水泳プール		30	
その他のもの 児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの		10	
その他のもの その他のもの 主として木造のもの		15	
その他のもの	15		
その他のもの	30		

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
構 築 物	緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7年
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	水道用ダム	80
		トンネル	75
		橋	60
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50
		乾ドック	45
		サイロ	35
		下水道、煙突及び焼却炉	35
		高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	30
		爆発物用防壁及び防油堤	25
		造船台	24
		放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15
		その他のもの	60
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら及び用水池
	サイロ		34
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう		30
	下水道、飼育場及びへい		15
	爆発物用防壁		13
	引湯管		10
	鉱業用廃石捨場		5
	その他のもの		40
	れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	50
		煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	7
		塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	25
		その他のもの	40
	石造のもの（前掲のものを除く。）	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50
		乾ドック	45
		下水道、へい及び爆発物用防壁	35
その他のもの		50	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
構 築 物	土造のもの（前掲の ものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	40年
		上水道及び用水池	30
		下 水 道	15
		へ い	20
		爆発物用防壁及び防油堤	17
		その他のもの	40
	金属造のもの（前掲 ものを除く。）	橋（はね上げ橋を除く。）	45
		はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25
		サ イ ロ	22
		送 配 管	
		鋳鉄製のもの	30
		鋼鉄製のもの	15
		ガス貯そう	
		液化ガス用のもの	10
		その他のもの	20
		薬品貯そう	
		塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	8
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15
		水そう及び油そう	
		鋳鉄製のもの	25
	鋼鉄製のもの	15	
	浮きドック	20	
	飼 育 場	15	
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10	
	露天式立体駐車設備	15	
	その他のもの	45	
合成樹脂造のもの （前掲のものを除く。）		10	
木造のもの（前掲の ものを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック	15	
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10	
	飼 育 場	7	
	その他のもの	15	
前掲のもの以外の もの及び前掲の区 分によらないもの	主として木造のもの	15	
	その他のもの	50	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数	
船 舶	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける鋼船 漁 船 油そう船 薬品そう船 その他のもの	総トン数が500トン以上のもの	12年	
		総トン数が500トン未満のもの	9	
		総トン数が2,000トン以上のもの	13	
		総トン数が2,000トン未満のもの	11	
		総トン数が2,000トン以上のもの	10	
		総トン数が2,000トン未満のもの	15	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	10	
		カーフェリー	11	
		その他のもの	14	
		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船 漁 船 薬品そう船 その他のもの		6
				8
				10
		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）		9
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船		7		
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		8		
その他のもの 鋼 船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7		
	発電船及びとう載漁船	8		
	ひ き 船	10		
	その他のもの	12		
	木 船	とう載漁船	4	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	5	
		動力漁船及びひき船	6	
		薬品そう船	7	
		その他のもの	8	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数	
船 舶	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	4年	
		その他のもの	5	
航 空 機	飛 行 機	主として金属製のもの 最大離陸重量が130トンを超えるもの	10	
		最大離陸重量が130トン以下のもので5.7トンを超えるもの	8	
		最大離陸重量が5.7トン以下のもの	5	
		その他のもの	5	
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5	
その他のもの		5		
車 両 及 び 運搬具	鉄道用又は軌道用 車両（架空索道用搬 器を含む。）	電気又は蒸気機関車	18	
		電 車	13	
		内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	11	
		貨 車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの	10 12 15 20	
		線路建設保守用工作車	10	
		鋼索鉄道用車両	15	
		架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの	10 5	
		無軌条電車	8	
		その他のもの	20	
		特殊自動車（別表第 2に掲げる減価償 却資産に含まれる ブルドーザー、パワ ーショベルその他 の自走式作業用機 械並びにトラクタ ー及び農林業用運 搬器具を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチ ップ製造車	5
			モータースキーパー及び除雪車	4
		運送事業用、貸自動 車業用又は自動車 教習所用の車両及 び運搬具（前掲の ものを除く。）	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、壺きゅう車、トラックミキサー、 レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他 のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。） その他のもの	3 4
			自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあ つては総排気量が2リットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が3リットル以上のものをいう。） その他のもの	3 5 4
	乗合自動車	5		
	自転車及びリヤカー	2		

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
車 両 及 び 運 搬 具		被けん引車その他のもの	4年
	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。） その他のもの	4
		貨物自動車 ダンプ式のもの	4
		その他のもの	5
		報道通信用のもの	5
		その他のもの	6
		二輪又は三輪自動車	3
		自 転 車	2
		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車 金属製のもの その他のもの	7 4
	フォークリフト	4	
	トロッコ 金属製のもの その他のもの	5 3	
	その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	7 4	
	測定工具及び検査 工具（電気又は電子 を利用するものを 含む。）	5	
	治具及び取付工具	3	
ローラー	金属圧延用のもの	4	
	なっ染ローラー、粉碎ローラー、混練ローラーその他のもの	3	
型（型枠を含む。）、 鍛圧工具及び打抜 工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び 鋳造用型	2	
	その他のもの	3	
切削工具		2	
金属製柱及びカッ ペ		3	
活字及び活字に常 用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	2	
	自製活字及び活字に常用される金属	8	
前掲のもの以外の もの	白金ノズル	13	
	その他のもの	3	
前掲の区分によら ないもの	白金ノズル	13	
	その他の主として金属製のもの	8	
	その他のもの	4	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数	
器 具 及 び 備 品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15年 8	
		応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8	
		ベ ッ ド	8	
		児童用机及びいす	5	
		陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8	
		その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8	
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5	
		冷房用又は暖房用機器	6	
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4	
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
		じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの	3 6	
		室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5	
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
		2 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
			電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの	4 5
			複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
			その他の事務機器	5

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
器 具 及 び 備 品		テレタイプライター及びファクシミリ	5年
		インターホーン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
	3 時計、試験機器 及び測定機器	時 計	10
		度 量 衡 器	5
		試験又は測定機器	5
	4 光学機器及び 写真製作機器	オペラグラス	2
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
	5 看板及び広告 器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
マネキン人形及び模型		2	
その他のもの 主として金属製のもの その他のもの		10 5	
6 容器及び金庫	ボ ン ベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	6	
		8	
		10	
	ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが6メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの	7	
		3	
		2	
金 庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20		
7 理容又は美容 機器		5	
8 医療機器	消毒殺菌用機器	4	
	手術機器	5	
	血液透析又は血しよう交換用機器	7	
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6	
	調剤機器	6	
	歯科診療用ユニット	7	
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
器 具 及 び 備 品		その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	4年 6 3 10 5
		9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちょう及び幕 衣しょう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
10 生 物		植 物 貸付業用のもの その他のもの	2 15
		動 物 魚 類 鳥 類 その他のもの	2 4 8
11 前掲のもの以 外のもの		映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	2
		シート及びロープ	2
		きこ栽培用ほだ木	3
		漁 具	3
		葬 儀 用 具	3
		楽 器	5
		自動販売機（手動のものを含む。）	5
		無人駐車管理装置	5
		焼 却 炉	5
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5

付録《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
	12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	15年
		その他のもの	8

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		10 ^年
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	3 7 7
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		11
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	4 7 3 10 10
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	5 4 5 5 5 5 8
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
13	窯業又は土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	11 7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10

付録《減価償却資産の耐用年数表》

番号	設備の種類	細目	耐用年数
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）		年 12
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	9 12
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）		7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6 6 5 8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6
30	総合工事業用設備		6

付録《減価償却資産の耐用年数表》

番号	設備の種類	細目	耐用年数
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備	22年
		その他の水力発電設備	20
		汽力発電設備	15
		内燃力又はガスタービン発電設備	15
		送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
		需要者用計器	15
		柱上変圧器	18
		その他の設備	22
		鉄道又は軌道業用変電設備	15
		その他の設備	
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
32	ガス業用設備	製造用設備	10
		供給用設備	
		鋳鉄製導管	22
		鉄鋳製導管以外の導管	13
		需要者用計量器	13
		その他の設備	15
		その他の設備	
	主として金属製のもの	17	
	その他のもの	8	
33	熱供給業用設備		17
34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置	5
		その他の設備	12
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	13
		その他の設備	8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
	その他のもの	8	

付録《減価償却資産の耐用年数表》

番号	設備の種類	細目	耐用年数
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備 その他の設備	8年 14
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店業用設備		8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
		遊園地用設備	7
		ボウリング場用設備	13
		その他の設備 主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
52	教育業（学校教育業を除く。）又は 学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
		その他の設備 主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
		ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
		その他の設備 主として金属製のもの	17
		その他のもの	8

別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
漁業権		10年
ダム使用权		55
水利権		20
特許権		8
実用新案権		5
意匠権		7
商標権		10
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
育成者権	種苗法（平成10年法律第83号）第4条第2項に規定する品種	10
	その他	8
営業権		5
専用側線利用権		30
鉄道軌道連絡通行施設利用権		30
電気ガス供給施設利用権		15
水道施設利用権		15
工業用水道施設利用権		15
電気通信施設利用権		20

(注) 第六章第二節**五 1**(注)1の規定による同**1 ⑧**に掲げる無形固定資産とみなされる同**⑧**に規定する権利の第六章第二節**五 8 イ**に規定する耐用年数は、15年とする。(平28財務省令27附⑤)

別表第四 生物の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数	種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛	年 6 4	桃 樹		15年
			桜 桃 樹		21
			び わ 樹		30
			く り 樹		25
			梅 樹		25
			か き 樹		36
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	4	あ ん ず 樹		25
		す も も 樹		16	
そ の 他 用	6	いちじく樹		11	
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6	キウイフルーツ樹		22
			ブルーベリー樹		25
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6	パイナップル		3
			茶 樹		34
	競走用	4	オリーブ樹		25
その他用	8	つばき樹		25	
豚		3	桑 樹	立 て 通 し	18
綿羊及びやぎ	種付用	4		根刈り、中刈り、高刈り	9
	その他用	6	こりやなぎ		10
かんきつ樹	温州みかん	28	みつまた		5
	その他	30	こ う ぞ		9
りんご樹	わい化りんご	20	もう宗竹		20
	その他	29	アスパラガス		11
ぶどう樹	温室ぶどう	12	ラ ミ ー		8
	その他	15	まおらん		10
なし樹		26	ホ ッ プ		9

別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

種 類	耐用年数
構 築 物	18 ^年
機械及び装置	5

別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	年 5
構 築 物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	5 7
工 具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	7 4
ソフトウェア		3

別表第七 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表

耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率	耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率
年			年		
2	0.500	0.684	51	0.020	0.044
3	0.333	0.536	52	0.020	0.043
4	0.250	0.438	53	0.019	0.043
5	0.200	0.369	54	0.019	0.042
6	0.166	0.319	55	0.019	0.041
7	0.142	0.280	56	0.018	0.040
8	0.125	0.250	57	0.018	0.040
9	0.111	0.226	58	0.018	0.039
			59	0.017	0.038
10	0.100	0.206	60	0.017	0.038
11	0.090	0.189	61	0.017	0.037
12	0.083	0.175	62	0.017	0.036
13	0.076	0.162	63	0.016	0.036
14	0.071	0.152	64	0.016	0.035
15	0.066	0.142	65	0.016	0.035
16	0.062	0.134	66	0.016	0.034
17	0.058	0.127	67	0.015	0.034
18	0.055	0.120	68	0.015	0.033
19	0.052	0.114	69	0.015	0.033
20	0.050	0.109	70	0.015	0.032
21	0.048	0.104	71	0.014	0.032
22	0.046	0.099	72	0.014	0.032
23	0.044	0.095	73	0.014	0.031
24	0.042	0.092	74	0.014	0.031
25	0.040	0.088	75	0.014	0.030
26	0.039	0.085	76	0.014	0.030
27	0.037	0.082	77	0.013	0.030
28	0.036	0.079	78	0.013	0.029
29	0.035	0.076	79	0.013	0.029
30	0.034	0.074	80	0.013	0.028
31	0.033	0.072	81	0.013	0.028
32	0.032	0.069	82	0.013	0.028
33	0.031	0.067	83	0.012	0.027
34	0.030	0.066	84	0.012	0.027
35	0.029	0.064	85	0.012	0.026
36	0.028	0.062	86	0.012	0.026
37	0.027	0.060	87	0.012	0.026
38	0.027	0.059	88	0.012	0.026
39	0.026	0.057	89	0.012	0.026
40	0.025	0.056	90	0.012	0.025
41	0.025	0.055	91	0.011	0.025
42	0.024	0.053	92	0.011	0.025
43	0.024	0.052	93	0.011	0.025
44	0.023	0.051	94	0.011	0.024
45	0.023	0.050	95	0.011	0.024
46	0.022	0.049	96	0.011	0.024
47	0.022	0.048	97	0.011	0.023
48	0.021	0.047	98	0.011	0.023
49	0.021	0.046	99	0.011	0.023
50	0.020	0.045			
			100	0.010	0.023

別表第八 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表

耐用年数	償 却 率	耐用年数	償 却 率
年		年	
2	0.500	51	0.020
3	0.334	52	0.020
4	0.250	53	0.019
5	0.200	54	0.019
6	0.167	55	0.019
7	0.143	56	0.018
8	0.125	57	0.018
9	0.112	58	0.018
		59	0.017
10	0.100	60	0.017
11	0.091	61	0.017
12	0.084	62	0.017
13	0.077	63	0.016
14	0.072	64	0.016
15	0.067	65	0.016
16	0.063	66	0.016
17	0.059	67	0.015
18	0.056	68	0.015
19	0.053	69	0.015
20	0.050	70	0.015
21	0.048	71	0.015
22	0.046	72	0.014
23	0.044	73	0.014
24	0.042	74	0.014
25	0.040	75	0.014
26	0.039	76	0.014
27	0.038	77	0.013
28	0.036	78	0.013
29	0.035	79	0.013
30	0.034	80	0.013
31	0.033	81	0.013
32	0.032	82	0.013
33	0.031	83	0.013
34	0.030	84	0.012
35	0.029	85	0.012
36	0.028	86	0.012
37	0.028	87	0.012
38	0.027	88	0.012
39	0.026	89	0.012
40	0.025	90	0.012
41	0.025	91	0.011
42	0.024	92	0.011
43	0.024	93	0.011
44	0.023	94	0.011
45	0.023	95	0.011
46	0.022	96	0.011
47	0.022	97	0.011
48	0.021	98	0.011
49	0.021	99	0.011
50	0.020	100	0.010

別表第九 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用年数 年	償 却 率	改 定 償 却 率	保 証 率
2	1.000	—	—
3	0.833	1.000	0.02789
4	0.625	1.000	0.05274
5	0.500	1.000	0.06249
6	0.417	0.500	0.05776
7	0.357	0.500	0.05496
8	0.313	0.334	0.05111
9	0.278	0.334	0.04731
10	0.250	0.334	0.04448
11	0.227	0.250	0.04123
12	0.208	0.250	0.03870
13	0.192	0.200	0.03633
14	0.179	0.200	0.03389
15	0.167	0.200	0.03217
16	0.156	0.167	0.03063
17	0.147	0.167	0.02905
18	0.139	0.143	0.02757
19	0.132	0.143	0.02616
20	0.125	0.143	0.02517
21	0.119	0.125	0.02408
22	0.114	0.125	0.02296
23	0.109	0.112	0.02226
24	0.104	0.112	0.02157
25	0.100	0.112	0.02058
26	0.096	0.100	0.01989
27	0.093	0.100	0.01902
28	0.089	0.091	0.01866
29	0.086	0.091	0.01803
30	0.083	0.084	0.01766
31	0.081	0.084	0.01688
32	0.078	0.084	0.01655
33	0.076	0.077	0.01585
34	0.074	0.077	0.01532
35	0.071	0.072	0.01532
36	0.069	0.072	0.01494
37	0.068	0.072	0.01425
38	0.066	0.067	0.01393
39	0.064	0.067	0.01370
40	0.063	0.067	0.01317
41	0.061	0.063	0.01306
42	0.060	0.063	0.01261
43	0.058	0.059	0.01248
44	0.057	0.059	0.01210
45	0.056	0.059	0.01175
46	0.054	0.056	0.01175
47	0.053	0.056	0.01153
48	0.052	0.053	0.01126
49	0.051	0.053	0.01102
50	0.050	0.053	0.01072

付録《減価償却資産の耐用年数表》

耐用年数	償 却 率	改 定 償 却 率	保 証 率
51 年	0.049	0.050	0.01053
52	0.048	0.050	0.01036
53	0.047	0.048	0.01028
54	0.046	0.048	0.01015
55	0.045	0.046	0.01007
56	0.045	0.046	0.00961
57	0.044	0.046	0.00952
58	0.043	0.044	0.00945
59	0.042	0.044	0.00934
60	0.042	0.044	0.00895
61	0.041	0.042	0.00892
62	0.040	0.042	0.00882
63	0.040	0.042	0.00847
64	0.039	0.040	0.00847
65	0.038	0.039	0.00847
66	0.038	0.039	0.00828
67	0.037	0.038	0.00828
68	0.037	0.038	0.00810
69	0.036	0.038	0.00800
70	0.036	0.038	0.00771
71	0.035	0.036	0.00771
72	0.035	0.036	0.00751
73	0.034	0.035	0.00751
74	0.034	0.035	0.00738
75	0.033	0.034	0.00738
76	0.033	0.034	0.00726
77	0.032	0.033	0.00726
78	0.032	0.033	0.00716
79	0.032	0.033	0.00693
80	0.031	0.032	0.00693
81	0.031	0.032	0.00683
82	0.030	0.031	0.00683
83	0.030	0.031	0.00673
84	0.030	0.031	0.00653
85	0.029	0.030	0.00653
86	0.029	0.030	0.00645
87	0.029	0.030	0.00627
88	0.028	0.029	0.00627
89	0.028	0.029	0.00620
90	0.028	0.029	0.00603
91	0.027	0.027	0.00649
92	0.027	0.027	0.00632
93	0.027	0.027	0.00615
94	0.027	0.027	0.00598
95	0.026	0.027	0.00594
96	0.026	0.027	0.00578
97	0.026	0.027	0.00563
98	0.026	0.027	0.00549
99	0.025	0.026	0.00549
100	0.025	0.026	0.00546

別表第十 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用年数 年	償 却 率	改 定 償 却 率	保 証 率
2	1.000	—	—
3	0.667	1.000	0.11089
4	0.500	1.000	0.12499
5	0.400	0.500	0.10800
6	0.333	0.334	0.09911
7	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.334	0.07909
9	0.222	0.250	0.07126
10	0.200	0.250	0.06552
11	0.182	0.200	0.05992
12	0.167	0.200	0.05566
13	0.154	0.167	0.05180
14	0.143	0.167	0.04854
15	0.133	0.143	0.04565
16	0.125	0.143	0.04294
17	0.118	0.125	0.04038
18	0.111	0.112	0.03884
19	0.105	0.112	0.03693
20	0.100	0.112	0.03486
21	0.095	0.100	0.03335
22	0.091	0.100	0.03182
23	0.087	0.091	0.03052
24	0.083	0.084	0.02969
25	0.080	0.084	0.02841
26	0.077	0.084	0.02716
27	0.074	0.077	0.02624
28	0.071	0.072	0.02568
29	0.069	0.072	0.02463
30	0.067	0.072	0.02366
31	0.065	0.067	0.02286
32	0.063	0.067	0.02216
33	0.061	0.063	0.02161
34	0.059	0.063	0.02097
35	0.057	0.059	0.02051
36	0.056	0.059	0.01974
37	0.054	0.056	0.01950
38	0.053	0.056	0.01882
39	0.051	0.053	0.01860
40	0.050	0.053	0.01791
41	0.049	0.050	0.01741
42	0.048	0.050	0.01694
43	0.047	0.048	0.01664
44	0.045	0.046	0.01664
45	0.044	0.046	0.01634
46	0.043	0.044	0.01601
47	0.043	0.044	0.01532
48	0.042	0.044	0.01499
49	0.041	0.042	0.01475
50	0.040	0.042	0.01440

付録《減価償却資産の耐用年数表》

耐用年数	償 却 率	改 定 償 却 率	保 証 率
51 年	0.039	0.040	0.01422
52	0.038	0.039	0.01422
53	0.038	0.039	0.01370
54	0.037	0.038	0.01370
55	0.036	0.038	0.01337
56	0.036	0.038	0.01288
57	0.035	0.036	0.01281
58	0.034	0.035	0.01281
59	0.034	0.035	0.01240
60	0.033	0.034	0.01240
61	0.033	0.034	0.01201
62	0.032	0.033	0.01201
63	0.032	0.033	0.01165
64	0.031	0.032	0.01165
65	0.031	0.032	0.01130
66	0.030	0.031	0.01130
67	0.030	0.031	0.01097
68	0.029	0.030	0.01097
69	0.029	0.030	0.01065
70	0.029	0.030	0.01034
71	0.028	0.029	0.01034
72	0.028	0.029	0.01006
73	0.027	0.027	0.01063
74	0.027	0.027	0.01035
75	0.027	0.027	0.01007
76	0.026	0.027	0.00980
77	0.026	0.027	0.00954
78	0.026	0.027	0.00929
79	0.025	0.026	0.00929
80	0.025	0.026	0.00907
81	0.025	0.026	0.00884
82	0.024	0.024	0.00929
83	0.024	0.024	0.00907
84	0.024	0.024	0.00885
85	0.024	0.024	0.00864
86	0.023	0.023	0.00885
87	0.023	0.023	0.00864
88	0.023	0.023	0.00844
89	0.022	0.022	0.00863
90	0.022	0.022	0.00844
91	0.022	0.022	0.00825
92	0.022	0.022	0.00807
93	0.022	0.022	0.00790
94	0.021	0.021	0.00807
95	0.021	0.021	0.00790
96	0.021	0.021	0.00773
97	0.021	0.021	0.00757
98	0.020	0.020	0.00773
99	0.020	0.020	0.00757
100	0.020	0.020	0.00742

**別表第十一 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表
 (平成21年分以後の所得税について適用)**

種 類	細 目	残存割合
別表第一、別表第二、別表第五及び別表第六に掲げる減価償却資産（同表に掲げるソフトウェアを除く。）		0.100
別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道		0
別表第四に掲げる生物	牛	
	繁殖用の乳用牛及び種付用の役肉用牛	0.200
	種付用の乳用牛	0.100
	その他用のもの	0.500
	馬	
	繁殖用及び競走用のもの	0.200
	種付用のもの	0.100
その他用のもの	0.300	
豚		0.300
綿羊及びびやぎ		0.050
果樹その他の植物		0.050

附則別表 経過年数表（附則第2項関係）

(一)

耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数
	以上	未満			以上	未満			以上	未満	
3	0.000	1.000	1	9	0.722	1.000	1	15	0.833	1.000	1
				9	0.521	0.722	2	15	0.694	0.833	2
				9	0.376	0.521	3	15	0.578	0.694	3
				9	0.272	0.376	4	15	0.481	0.578	4
				9	0.196	0.272	5	15	0.401	0.481	5
				9	0.000	0.196	6	15	0.000	0.401	6
4	0.375	1.000	1	10	0.750	1.000	1	16	0.844	1.000	1
4	0.000	0.375	2	10	0.563	0.750	2	16	0.712	0.844	2
				10	0.422	0.563	3	16	0.601	0.712	3
				10	0.316	0.422	4	16	0.507	0.601	4
				10	0.237	0.316	5	16	0.428	0.507	5
				10	0.000	0.237	6	16	0.000	0.428	6
5	0.500	1.000	1	11	0.773	1.000	1	17	0.853	1.000	1
5	0.250	0.500	2	11	0.598	0.773	2	17	0.728	0.853	2
5	0.000	0.250	3	11	0.462	0.598	3	17	0.621	0.728	3
				11	0.357	0.462	4	17	0.529	0.621	4
				11	0.276	0.357	5	17	0.452	0.529	5
				11	0.000	0.276	6	17	0.000	0.452	6
6	0.583	1.000	1	12	0.792	1.000	1	18	0.861	1.000	1
6	0.340	0.583	2	12	0.627	0.792	2	18	0.741	0.861	2
6	0.198	0.340	3	12	0.497	0.627	3	18	0.638	0.741	3
6	0.000	0.198	4	12	0.393	0.497	4	18	0.550	0.638	4
				12	0.312	0.393	5	18	0.473	0.550	5
				12	0.000	0.312	6	18	0.000	0.473	6
7	0.643	1.000	1	13	0.808	1.000	1	19	0.868	1.000	1
7	0.413	0.643	2	13	0.653	0.808	2	19	0.753	0.868	2
7	0.266	0.413	3	13	0.528	0.653	3	19	0.654	0.753	3
7	0.171	0.266	4	13	0.426	0.528	4	19	0.568	0.654	4
7	0.000	0.171	5	13	0.344	0.426	5	19	0.493	0.568	5
				13	0.000	0.344	6	19	0.000	0.493	6
8	0.687	1.000	1	14	0.821	1.000	1	20	0.875	1.000	1
8	0.472	0.687	2	14	0.674	0.821	2	20	0.766	0.875	2
8	0.324	0.472	3	14	0.553	0.674	3	20	0.670	0.766	3
8	0.223	0.324	4	14	0.454	0.553	4	20	0.586	0.670	4
8	0.153	0.223	5	14	0.373	0.454	5	20	0.513	0.586	5
8	0.000	0.153	6	14	0.000	0.373	6	20	0.000	0.513	6

(二)

耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数
	以上	未満			以上	未満			以上	未満	
年			年	年			年	年			年
21	0.881	1.000	1	27	0.907	1.000	1	33	0.924	1.000	1
21	0.776	0.881	2	27	0.823	0.907	2	33	0.854	0.924	2
21	0.684	0.776	3	27	0.746	0.823	3	33	0.789	0.854	3
21	0.602	0.684	4	27	0.677	0.746	4	33	0.729	0.789	4
21	0.531	0.602	5	27	0.614	0.677	5	33	0.674	0.729	5
21	0.000	0.531	6	27	0.000	0.614	6	33	0.000	0.674	6
22	0.886	1.000	1	28	0.911	1.000	1	34	0.926	1.000	1
22	0.785	0.886	2	28	0.830	0.911	2	34	0.857	0.926	2
22	0.696	0.785	3	28	0.756	0.830	3	34	0.794	0.857	3
22	0.616	0.696	4	28	0.689	0.756	4	34	0.735	0.794	4
22	0.546	0.616	5	28	0.627	0.689	5	34	0.681	0.735	5
22	0.000	0.546	6	28	0.000	0.627	6	34	0.000	0.681	6
23	0.891	1.000	1	29	0.914	1.000	1	35	0.929	1.000	1
23	0.794	0.891	2	29	0.835	0.914	2	35	0.863	0.929	2
23	0.707	0.794	3	29	0.764	0.835	3	35	0.802	0.863	3
23	0.630	0.707	4	29	0.698	0.764	4	35	0.745	0.802	4
23	0.562	0.630	5	29	0.638	0.698	5	35	0.692	0.745	5
23	0.000	0.562	6	29	0.000	0.638	6	35	0.000	0.692	6
24	0.896	1.000	1	30	0.917	1.000	1	36	0.931	1.000	1
24	0.803	0.896	2	30	0.841	0.917	2	36	0.867	0.931	2
24	0.719	0.803	3	30	0.771	0.841	3	36	0.807	0.867	3
24	0.645	0.719	4	30	0.707	0.771	4	36	0.751	0.807	4
24	0.577	0.645	5	30	0.648	0.707	5	36	0.699	0.751	5
24	0.000	0.577	6	30	0.000	0.648	6	36	0.000	0.699	6
25	0.900	1.000	1	31	0.919	1.000	1	37	0.932	1.000	1
25	0.810	0.900	2	31	0.845	0.919	2	37	0.869	0.932	2
25	0.729	0.810	3	31	0.776	0.845	3	37	0.810	0.869	3
25	0.656	0.729	4	31	0.713	0.776	4	37	0.755	0.810	4
25	0.590	0.656	5	31	0.656	0.713	5	37	0.703	0.755	5
25	0.000	0.590	6	31	0.000	0.656	6	37	0.000	0.703	6
26	0.904	1.000	1	32	0.922	1.000	1	38	0.934	1.000	1
26	0.817	0.904	2	32	0.850	0.922	2	38	0.872	0.934	2
26	0.739	0.817	3	32	0.784	0.850	3	38	0.815	0.872	3
26	0.668	0.739	4	32	0.723	0.784	4	38	0.761	0.815	4
26	0.604	0.668	5	32	0.666	0.723	5	38	0.711	0.761	5
26	0.000	0.604	6	32	0.000	0.666	6	38	0.000	0.711	6

(三)

耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数
	以上	未満			以上	未満			以上	未満	
年			年	年			年	年			年
39	0.936	1.000	1	45	0.944	1.000	1	51	0.951	1.000	1
39	0.876	0.936	2	45	0.891	0.944	2	51	0.904	0.951	2
39	0.820	0.876	3	45	0.841	0.891	3	51	0.860	0.904	3
39	0.768	0.820	4	45	0.794	0.841	4	51	0.818	0.860	4
39	0.718	0.768	5	45	0.750	0.794	5	51	0.778	0.818	5
39	0.000	0.718	6	45	0.000	0.750	6	51	0.000	0.778	6
40	0.937	1.000	1	46	0.946	1.000	1	52	0.952	1.000	1
40	0.878	0.937	2	46	0.895	0.946	2	52	0.906	0.952	2
40	0.823	0.878	3	46	0.847	0.895	3	52	0.863	0.906	3
40	0.771	0.823	4	46	0.801	0.847	4	52	0.821	0.863	4
40	0.722	0.771	5	46	0.758	0.801	5	52	0.782	0.821	5
40	0.000	0.722	6	46	0.000	0.758	6	52	0.000	0.782	6
41	0.939	1.000	1	47	0.947	1.000	1	53	0.953	1.000	1
41	0.882	0.939	2	47	0.897	0.947	2	53	0.908	0.953	2
41	0.828	0.882	3	47	0.849	0.897	3	53	0.866	0.908	3
41	0.777	0.828	4	47	0.804	0.849	4	53	0.825	0.866	4
41	0.730	0.777	5	47	0.762	0.804	5	53	0.786	0.825	5
41	0.000	0.730	6	47	0.000	0.762	6	53	0.000	0.786	6
42	0.940	1.000	1	48	0.948	1.000	1	54	0.954	1.000	1
42	0.884	0.940	2	48	0.899	0.948	2	54	0.910	0.954	2
42	0.831	0.884	3	48	0.852	0.899	3	54	0.868	0.910	3
42	0.781	0.831	4	48	0.808	0.852	4	54	0.828	0.868	4
42	0.734	0.781	5	48	0.766	0.808	5	54	0.790	0.828	5
42	0.000	0.734	6	48	0.000	0.766	6	54	0.000	0.790	6
43	0.942	1.000	1	49	0.949	1.000	1	55	0.955	1.000	1
43	0.887	0.942	2	49	0.901	0.949	2	55	0.912	0.955	2
43	0.836	0.887	3	49	0.855	0.901	3	55	0.871	0.912	3
43	0.787	0.836	4	49	0.811	0.855	4	55	0.832	0.871	4
43	0.742	0.787	5	49	0.770	0.811	5	55	0.794	0.832	5
43	0.000	0.742	6	49	0.000	0.770	6	55	0.000	0.794	6
44	0.943	1.000	1	50	0.950	1.000	1	56	0.955	1.000	1
44	0.889	0.943	2	50	0.903	0.950	2	56	0.912	0.955	2
44	0.839	0.889	3	50	0.857	0.903	3	56	0.871	0.912	3
44	0.791	0.839	4	50	0.815	0.857	4	56	0.832	0.871	4
44	0.746	0.791	5	50	0.774	0.815	5	56	0.794	0.832	5
44	0.000	0.746	6	50	0.000	0.774	6	56	0.000	0.794	6

(四)

耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数
	以上	未満			以上	未満			以上	未満	
年			年	年			年	年			年
57	0.956	1.000	1	63	0.960	1.000	1	69	0.964	1.000	1
57	0.914	0.956	2	63	0.922	0.960	2	69	0.929	0.964	2
57	0.874	0.914	3	63	0.885	0.922	3	69	0.896	0.929	3
57	0.835	0.874	4	63	0.849	0.885	4	69	0.864	0.896	4
57	0.799	0.835	5	63	0.815	0.849	5	69	0.833	0.864	5
57	0.000	0.799	6	63	0.000	0.815	6	69	0.000	0.833	6
58	0.957	1.000	1	64	0.961	1.000	1	70	0.964	1.000	1
58	0.916	0.957	2	64	0.924	0.961	2	70	0.929	0.964	2
58	0.876	0.916	3	64	0.888	0.924	3	70	0.896	0.929	3
58	0.839	0.876	4	64	0.853	0.888	4	70	0.864	0.896	4
58	0.803	0.839	5	64	0.820	0.853	5	70	0.833	0.864	5
58	0.000	0.803	6	64	0.000	0.820	6	70	0.000	0.833	6
59	0.958	1.000	1	65	0.962	1.000	1	71	0.965	1.000	1
59	0.918	0.958	2	65	0.925	0.962	2	71	0.931	0.965	2
59	0.879	0.918	3	65	0.890	0.925	3	71	0.899	0.931	3
59	0.842	0.879	4	65	0.856	0.890	4	71	0.867	0.899	4
59	0.807	0.842	5	65	0.824	0.856	5	71	0.837	0.867	5
59	0.000	0.807	6	65	0.000	0.824	6	71	0.000	0.837	6
60	0.958	1.000	1	66	0.962	1.000	1	72	0.965	1.000	1
60	0.918	0.958	2	66	0.925	0.962	2	72	0.931	0.965	2
60	0.879	0.918	3	66	0.890	0.925	3	72	0.899	0.931	3
60	0.842	0.879	4	66	0.856	0.890	4	72	0.867	0.899	4
60	0.807	0.842	5	66	0.824	0.856	5	72	0.837	0.867	5
60	0.000	0.807	6	66	0.000	0.824	6	72	0.000	0.837	6
61	0.959	1.000	1	67	0.963	1.000	1	73	0.966	1.000	1
61	0.920	0.959	2	67	0.927	0.963	2	73	0.933	0.966	2
61	0.882	0.920	3	67	0.893	0.927	3	73	0.901	0.933	3
61	0.846	0.882	4	67	0.860	0.893	4	73	0.871	0.901	4
61	0.811	0.846	5	67	0.828	0.860	5	73	0.841	0.871	5
61	0.000	0.811	6	67	0.000	0.828	6	73	0.000	0.841	6
62	0.960	1.000	1	68	0.963	1.000	1	74	0.966	1.000	1
62	0.922	0.960	2	68	0.927	0.963	2	74	0.933	0.966	2
62	0.885	0.922	3	68	0.893	0.927	3	74	0.901	0.933	3
62	0.849	0.885	4	68	0.860	0.893	4	74	0.871	0.901	4
62	0.815	0.849	5	68	0.828	0.860	5	74	0.841	0.871	5
62	0.000	0.815	6	68	0.000	0.828	6	74	0.000	0.841	6

(五)

耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数
	以上	未満			以上	未満			以上	未満	
年			年	年			年	年			年
75	0.967	1.000	1	81	0.969	1.000	1	87	0.971	1.000	1
75	0.935	0.967	2	81	0.939	0.969	2	87	0.943	0.971	2
75	0.904	0.935	3	81	0.910	0.939	3	87	0.915	0.943	3
75	0.874	0.904	4	81	0.882	0.910	4	87	0.889	0.915	4
75	0.846	0.874	5	81	0.854	0.882	5	87	0.863	0.889	5
75	0.000	0.846	6	81	0.000	0.854	6	87	0.000	0.863	6
76	0.967	1.000	1	82	0.970	1.000	1	88	0.972	1.000	1
76	0.935	0.967	2	82	0.941	0.970	2	88	0.945	0.972	2
76	0.904	0.935	3	82	0.913	0.941	3	88	0.918	0.945	3
76	0.874	0.904	4	82	0.885	0.913	4	88	0.893	0.918	4
76	0.846	0.874	5	82	0.859	0.885	5	88	0.868	0.893	5
76	0.000	0.846	6	82	0.000	0.859	6	88	0.000	0.868	6
77	0.968	1.000	1	83	0.970	1.000	1	89	0.972	1.000	1
77	0.937	0.968	2	83	0.941	0.970	2	89	0.945	0.972	2
77	0.907	0.937	3	83	0.913	0.941	3	89	0.918	0.945	3
77	0.878	0.907	4	83	0.885	0.913	4	89	0.893	0.918	4
77	0.850	0.878	5	83	0.859	0.885	5	89	0.868	0.893	5
77	0.000	0.850	6	83	0.000	0.859	6	89	0.000	0.868	6
78	0.968	1.000	1	84	0.970	1.000	1	90	0.972	1.000	1
78	0.937	0.968	2	84	0.941	0.970	2	90	0.945	0.972	2
78	0.907	0.937	3	84	0.913	0.941	3	90	0.918	0.945	3
78	0.878	0.907	4	84	0.885	0.913	4	90	0.893	0.918	4
78	0.850	0.878	5	84	0.859	0.885	5	90	0.868	0.893	5
78	0.000	0.850	6	84	0.000	0.859	6	90	0.000	0.868	6
79	0.968	1.000	1	85	0.971	1.000	1	91	0.973	1.000	1
79	0.937	0.968	2	85	0.943	0.971	2	91	0.947	0.973	2
79	0.907	0.937	3	85	0.915	0.943	3	91	0.921	0.947	3
79	0.878	0.907	4	85	0.889	0.915	4	91	0.896	0.921	4
79	0.850	0.878	5	85	0.863	0.889	5	91	0.872	0.896	4
79	0.000	0.850	6	85	0.000	0.863	6	91	0.000	0.872	6
80	0.969	1.000	1	86	0.971	1.000	1	92	0.973	1.000	1
80	0.939	0.969	2	86	0.943	0.971	2	92	0.947	0.973	2
80	0.910	0.939	3	86	0.915	0.943	3	92	0.921	0.947	3
80	0.882	0.910	4	86	0.889	0.915	4	92	0.896	0.921	4
80	0.854	0.882	5	86	0.863	0.889	5	92	0.872	0.896	5
80	0.000	0.854	6	86	0.000	0.863	6	92	0.000	0.872	6

(六)

耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数	耐用 年数	未償却割合		経過 年数
	以上	未満			以上	未満			以上	未満	
年			年	年			年	年			年
93	0.973	1.000	1	96	0.974	1.000	1	99	0.975	1.000	1
93	0.947	0.973	2	96	0.949	0.974	2	99	0.951	0.975	2
93	0.921	0.947	3	96	0.924	0.949	3	99	0.927	0.951	3
93	0.896	0.921	4	96	0.900	0.924	4	99	0.904	0.927	4
93	0.872	0.896	5	96	0.877	0.900	5	99	0.881	0.904	5
93	0.000	0.872	6	96	0.000	0.877	6	99	0.000	0.881	6
94	0.973	1.000	1	97	0.974	1.000	1	100	0.975	1.000	1
94	0.947	0.973	2	97	0.949	0.974	2	100	0.951	0.975	2
94	0.921	0.947	3	97	0.924	0.949	3	100	0.927	0.951	3
94	0.896	0.921	4	97	0.900	0.924	4	100	0.904	0.927	4
94	0.872	0.896	5	97	0.877	0.900	5	100	0.881	0.904	5
94	0.000	0.872	6	97	0.000	0.877	6	100	0.000	0.881	6
95	0.974	1.000	1	98	0.974	1.000	1				
95	0.949	0.974	2	98	0.949	0.974	2				
95	0.924	0.949	3	98	0.924	0.949	3				
95	0.900	0.924	4	98	0.900	0.924	4				
95	0.877	0.900	5	98	0.877	0.900	5				
95	0.000	0.877	6	98	0.000	0.877	6				